

次に、事故の概要につきましては、本議案に記載のとおりでございますが、昭和六十三年三月十一日午後一時二十三分ごろ、青梅市河辺町九丁目八番地先の信号のない交差点において、職員が運転する公用車が左折をしようとした際に左方向から直進してまいりました自転車と衝突をいたしましたものでございます。

原因といたしましては、左折する際の左右の確認が十分でなかったと、こういう不注意によるものでございまして、自転車を運転いたしておりました野口ヨリ氏は、左大腿骨頸部を骨折いたしましたして八十日間という長い入院とその後の治療を続けたわけでございますが、完治というわけにはいきませんで、後遺症が残ってしまったということでございます。この点につきまして、重ねて深くお詫びを申し上げますところでございます。

以上、雑駁でございましたけれども、何とぞ慎重御審議を賜りまして原案どおり御可決くださるようお願い申し上げます。以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第十号は、総務委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第十号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 日程第十 議案第六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（企画財政部長 内田和雄君登壇）

○議長（村尾栄次君） 御指名をいただきましたので、議案第六号 昭和六十三年度福生市一般会計補正予算（第四

号）の提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、今回の補正は職員人件費と組織改正に伴う費用及び交通事故の示談に伴う賠償金でございます。

人件費関係では、各款項共通の理由でございますので、総体の内容について説明をさせていただきます。

まず、給料につきましては、四月及び十月の職員人事異動に伴う予算科目間の調整と給与改定に伴う二千六百七十三万四千円の増と、当初予算において計上済の給与改定に伴う流用額二千八百八十九万九千円の減、さらに退職者を含めた人事異動に伴う減、二千九十九万一千円との相殺額二千三百六十六万六千円の減額でございます。

職員手当につきましては、職員期末手当が主なもので、当初予算計上の六月期及び十二月期分計四・四カ月分に対し実績は四・五一カ月となり、その差〇・一一カ月分と各種手当の相殺額で一千五十五万一千円の増額と相なる次第でございます。

共済費については、率の変更と当初予算見込み計上額の精算によるもので百七十七万六千円の増額でございます。

以上の理由から、今回の補正をお願いいたそうとするものでございます。

それでは、内容について予算書に基づいて説明申し上げます。

一ページをお開きいただきたいと思います。総則の第一条におきまして、補正後の歳入歳出予算の総額を五百九十七万九千円を追加し、百三十九億二千八百三十三万円で定めようとするものでございます。

三ページをお開きいただきたいと思います。歳入について、諸収入五百九十七万九千円の追加は、自動車事故等損害保険金でございます。

四ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございますが、先ほど御説明いたしました、今回の補正予算は人件費が主なものでございまして、各款項共通の理由でございますので、補正の金額と職員の人数を申し上げて御説明いたします。

まず、議会費におきまして、三十七万四千円の追加で職員八名分でございます。

次に、総務費でございますが、総務管理費におきまして三百二十六万八千円の追加でございますが、職員七十七名

分の人件費二百八万七千円の減額と組織改正に伴う費用百四十一万五千円の追加及び交通事故の示談に伴う賠償金でございす。

庁舎管理費につきましては、今議会に提案しております組織改正に伴う備品類等の費用でございす。

賠償金につきましては、大麥御迷惑をおかけいたしました交通事故の賠償金でございまして、ただいま助役から説明を申し上げましたとおりでございす。市からの支払いにつきましては、残りの五百九十七万九千円でございす。全体から後遺症保険金を差し引きしました五百九十七万九千円でございす。このうち既に六十二年度において百六十九万一千円の概算払いを行い、六十三年度において予備費の流用により三十四万八千円を支払っておりますので、今回残りの三百九十四万円の予算計上を行い示談をしようとするものであり、以上の相殺額でございす。

次に、徴税費の七百四十二万四千円の減額は職員三十一名分でございす。

戸籍住民基本台帳の四十万五千円の減額は職員十九名分でございす。

選挙費の二百四十一万三千円の追加は職員三名分でございす。

統計調査費の十万八千円の追加は職員二名分でございす。

監査委員費の二十五万七千円の追加は職員三名分でございす。

次に、民生費でございす。社会福祉費の二百六十三万七千円の減額は職員二十四名分でございす。

児童福祉費の百六十万六千円の減額は職員二十七名分でございす。

生活保護費の二十二万七千円の減額は職員五名分でございす。

次に、衛生費でございす。保健衛生費の百一十一万二千円の追加は職員九名分でございす。

清掃費の百七十二万八千円の追加は職員十三名分でございす。

次に、農林水産業費の農業費二十万円の追加は職員三名分でございす。

次に、商工費の商工費七万五千円の追加は職員二名分でございす。

次に、土木費でございす。土木管理費の二十六万四千円の追加は職員四名分でございす。

道路橋りょう費の四百六十一万四千円の減額は職員十名分でございす。

都市計画費の三百七万二千円の減額は職員二十名分でございす。

住宅費の二十二万八千円の追加は職員二名分でございす。

次に、教育費でございす。教育総務費の四百七十七万三千円の減額は職員二十二名分でございす。

小学校費の六十六万四千円の追加は職員十四名分でございす。

中学校費の六十四万七千円の追加は職員六名分でございす。

学校給食費の百四十万六千円の追加は職員二十六名分でございす。

社会教育費の二百八十八万四千円の追加は職員三十六名分でございす。

保健体育費の四百万五千円の追加は職員十名分でございす。

次に、予備費でございす。千七百七十四千円の追加は歳入歳出財源調整によるものでございす。

以上、歳入歳出の補正総額五百九十七万九千円を追加し、予算総額百三十九億二千八百三十三万と定めようとするものでありす。

以上、大麥雜駁な説明でございす。慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定いただきますようお願いを申し上げます。説明といたしす。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託いたしたいと思いますが、

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第六号は、総務、建設、厚生之三常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十一 議案第七号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 小野光朗君登壇）

○市民部長（小野光朗君） 御指名をいただきまして、議案第七号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）につきまして、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

五一ページをお開きください。総則でございますが、予算の増減に関係ございませんが、歳出におきまして職員八名の人件費の減額に伴う款項間の金額の組み替えをするものであり、歳入歳出予算の金額は補正前と同額と相なるものでございます。

五三ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正につきまして御説明申し上げます。

歳出のみの補正でございます。総務費総務管理費におきまして六十八万一千円の減額は職員八名分の人件費で、給与手当等の改定に伴う当初との見込みの差の減及び人事異動に伴う給与等の調整等でございます。

次に、予備費におきまして、六十八万一千円の増額をし財源の調整をさせていただきます。したがって、歳出合計は補正前と同額の二十億八千四百二十二万九千円と相なるものでございます。

大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第七号は、厚生委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって議案第七号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（村尾栄次君） 日程第十二 議案第八号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田進君登壇）

○建設部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第八号 昭和六十三年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）につきまして、御説明を申し上げます。

今回の補正予算の内容でございますが、職員人件費のみの補正でございます。四月の職員の人事異動等及び昭和六十三年度の給与改定に基づく補正内容でございます。

それでは、予算の内容につきまして御説明申し上げます。

六七ページをお開きいただきたいと思ひます。総則でございますが、第一条におきまして歳入歳出予算の金額は第一表歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。

次に、六九ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正について御説明を申し上げます。

総務費で三百九十一万円の減額補正でございますが、内容といたしましては、人事異動によりまして職員一名が減になったこと及び給与改定によるものでございまして、職員十六名分の職員給料で二百五十五万三千円、職員手当等で百三十二万一千円、共済組合負担金で三万六千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

次に、事業費で十四万五千円の追加補正でございますが、内容といたしましては職員二名分の職員給料で二万三千円の減額、職員手当等で十四万一千円、共済組合負担金で二万七千円をそれぞれ増額しようとするものでございます。次の予備費でございますが、三百七十六万五千円の増額は財源調整をするものでございます。

したがって、歳出合計は補正前と同額の二十二億四千百三十三万三千円でございます。

以上、大変雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願いを申し上げます。  
して説明いたします。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。  
これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第八号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第八号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第十三 議案第九号 昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(建設部長 森田進君登壇)

○議長(村尾栄次君) 御指名をいただきましたので、議案第九号昭和六十三年度福生市受託水道事業会計補正予算(第三号)について、御説明申し上げます。

今回の補正は、四月以降における職員の人事異動及び昭和六十三年度の給与改定に伴う補正でございます。それでは、八五ページをお開きいただきたいと思ひます。総則でございますが、第一条で歳入歳出それぞれ四百七十四万九千円を追加補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ七億四百三十万九千円と定めようとするものでございます。

次に、八七ページをお開きいただきたいと思ひます。まず、歳入は、東京都からの受託水道事業収入四百七十四万九千円を追加いたしましたので、合計七億四百三十万九千円にいたそうとするものでございます。

次に、歳出でございますが、水道管理費におきまして職員二十八名分の給料等に四百六十六万六千円の増額、それから建設改良費におきまして、同じく職員一名分の給料等に十四万三千円の増額をいたしまして、合計で四百七十四万九千円を補正し、歳出合計七億四百三十万九千円に定めようとするものでございます。

以上でございますが、慎重に御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます説明

九千円を補正し、歳出合計七億四百三十万九千円に定めようとするものでございます。

以上でございますが、慎重に御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます説明といたします。

○議長(村尾栄次君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第九号は、建設委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村尾栄次君) 御異議なしと認めます。よって議案第九号は、建設委員会に付託することに決定いたしました。

~~~~~

○議長(村尾栄次君) 日程第十四 議案第十一号 福生市収入役の選任についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市長 石川彌八郎君登壇)

○市長(石川彌八郎君) 御指名をいただきましたので、議案第十一号 福生市収入役の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、収入役の選任に対する御同意をいただきますようお願い申し上げます。

現在収入役であります高水求は、二期八年の期間収入役を務め、一月三十一日をもちまして任期満了となりますので、その後任といたしまして新たに企画財政部長の内田和雄が適任と思ひまして、御提案申し上げる次第でございます。

履歴につきましては、お手元の議案書に添付してございますが、昭和二十三年四月に福生町役場に勤務、その後教育委員会教育次長、建設部長を歴任いたし、昭和五十九年十月に企画財政部長となり現在に至っております。行政に

また事務に精通した優秀な人物と思ひまして、ここに収入役の選任の御同意をお願い申し上げる次第でございます。よろしく御審議をいただきまして、御決定くださいますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（村尾栄次君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○議長（村尾栄次君） 暫時休憩をいたします。

午前十一時五十五分 休憩

午前十一時五十六分 開議

○議長（村尾栄次君） 休憩前に引き続き会議を行います。十一番松山清君。

○十一番（松山 清君） 二、三お聞きしたいと思ひます。

本人の経歴はよく書いてありますからわかります。いろいろやってこられまして、ですから本人がどうのこうのということはありません。

一つは、この企画財政部長が収入役になる。たぶんここで認められれば当然、二月一日からということになるんだらうと思うんですね。だとすると、その後任の企画財政部長はどういうふうになるんですか。助役と同じように、また事務取り扱い兼任というのか何ていうのか、そういう形になるんであろうか。それが一つ。

それから、市長はいつも一応説明という形でそこへ登壇されるわけですが、ほとんど逆に言えば説明らしい説明ではないんですね。適任だと思つて、適任だと思つてというのがこれが説明ならば、これも説明かもしれませんけれども、なぜ適任なのか。そのところを、これは冗談じゃないんですね。前の教育委員にしても、助役にしてもこんな一行か二行足らずの説明で市の三役となるべき人をそういう形で、簡単な説明でやってきたというのは余り今までないですね。私の記憶ではないと思つてですね。これはやはり、ちゃんと説明をすべきだと思います。行政事務に堪能だと、どうして堪能なのか、そういう点でちゃんとやっていただかなければならないですね。それから、収入役のここでお聞きしたいのですが、収入役としての役割はひとつちゃんとしたものがありますね。

それから同時に、いわゆる福生の機構運営上、収入役の人物を、いわゆる市長の掲げた公約ですね、そういうものを推進する上で、いろいろやはり意見をお聞きすると、そういうものという一つのことにされるといふふうなお考えというのはあり得るのだと思つてますが、その点はどうなんですか。いわゆる収入役というのは、ここに書いてあるとおりのものだけでもいいというふうになるか、どうなのか、私はとてもそれだけではないと思つていて、企画財政部長を収入役にするぐらいですから、その点。

○市長（石川彌八郎君） 当然浅見助役同様、兼任をしていただきたいと思います。

それから、また当然三役でございますので、いろいろと相談やらは当然これはやっていきたいと、こんなふうと思つております。

それから、事務が堪能であると、あるいは人格識見も優れておると、そしてキャリアもあると、非常にそういった意味においては収入役として適任であると、先ほど申し上げましたけれども、そのとおりでございます。以上です。

○十一番（松山 清君） 兼任ということなので、それはわかりました。

だとすると、当市は一応建前上何も部制を敷いていないわけだ。ところが、実際には総務部長、企画財政部長、ある意味では部にランクをつけるわけではないけれども、しかし、市役所運営上の中核的なこの部が兼任というだけであつて二人ともいないわけですよ。こういうことであれば、先ほどの組織条例の一部改正ともかわるわけだけども、部制などもとなくなつてやつていけるような形になっているんじゃないですか。

私は、これからやはり少なくとも、来年度予算審議を三月定例議会でするわけですよ。だとすれば、当然企画財政部長があつて当たり前だと思つてですね。それを、やはり兼任で済ませようということであれば、それは議会を軽々しく考えていることだと私は思つてます。収入役と企画財政部長は兼任でいいんだと、これは余りにも議会を軽々しく考えていると、来年度予算についての審議そのものを軽々しく考えている、そうとしか思ひませんね。そういう点をひとつはつきり私は指摘しておきたいと思つてます。

それと、やはり収入役が収入役としての本来もつべき職務、同時に三役だということで市長からはつきりしたわけですが、今後の政策推進という上では相談していく、当然と言えば当然かもしれませんが、そういう点では市長の掲げておられるいろいろな政策というものについては、私たちは当然それとはまたいろいろ批判的なもの

のも多々あるわけで、そういうやはりセクションという形の——収入役という形になるわけですから、これは私たちが賛成できるような条件でないということははっきりしていると思います。そういう点だけ申し述べておきます。

○十三番（遠藤洋一君） 僕も実は松山議員と非常に似た意見をもっているのですが、提案理由の説明とここに二行書いてあるほかに市長から説明があったわけですから、全体としては、その提案理由の説明だけでは納得、承服できないところがいっぱいあるんですよ。

一つは、収入役というのは、こういう仕事、全体としては共通の理解があるんですよ。しかしですね、こういうものであるから、必要であるから議会の同意を私は求めるんだということに対して、一つはやはり余り熱意を感じないのです。

もう一つは、同じ指摘ですから繰り返すわけですけれども、その庁内登用という形でその後ですね、こういった形で、いま質問が出るまで今の内田和雄さんに関しては、総務部長でしたっけ、その後任についての話も提案の中に出てこない、つまりずらすわけですから、その後についての説明もないという形はこれは非常に不親切だし、なおかつ、議会軽視という言い方は余りふさわしくないかもしれないけれども、提案としては誠実さを感じないというふうに思っていると思うのです。それで、この提案理由の説明では、とてもやはり賛成することができないだろうということだけを表明しておきたいと思います。もう少し丁寧な説明になるよう、本当に同意を得たいならばすべきだと思います。

○議長（村尾栄次君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第十一号について採決いたします。

お諮りいたします。

（「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議がありますので、起立により採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（村尾栄次君） 起立多数であります。よって議案第十一号は、原案のとおり同意されました。

~~~~~

○議長（村尾栄次君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明二十七日から二月七日までの十二日間休会とすることに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村尾栄次君） 御異議なしと認めます。よって、明二十七日から二月七日までの十二日間休会とすることに決定いたしました。

なお、次回本会議は二月八日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午後十二時 五分 散会

写

福総庶彙第二千八百三十八号

平成元年一月十九日

福生市長 石川 彌八郎 印

福生市議会議長

村尾榮次殿

平成元年第一回福生市議会臨時会の招集について

平成元年一月十九日付け、福生市告示第一号（別紙参照）をもって、平成元年第一回福生市議会臨時会を招集したので通知します。

(写)

福生市告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第二項の規定に基づき、平成元年
第一回福生市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成元年一月十九日

福生市長 石 川 彌八郎 印

一 期 日 平成元年一月二十六日

二 場 所 福生市議会議場

三 付議事件

- (1) 福生市組織条例の一部を改正する条例
- (2) 福生市行政改革審議会条例の一部を改正する条例
- (3) 福生市基本構想審議会条例の一部を改正する条例
- (4) 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- (5) 福生市の一般職の職員との給与に関する条例の一部を改正する条例
- (6) 昭和六十三年福生市一般会計補正予算（第四号）

- (7) 昭和六十三年年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）
- (8) 昭和六十三年年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号）
- (9) 昭和六十三年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号）
- (10) 損害賠償額の決定について
- (11) 福生市収入役の選任について
- (12) 専決処分承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

写

福総庶発第二千八百三十九号

平成元年一月十九日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

議案の送付について

平成元年第一回福生市議会臨時会に提案するため、次の議案を送付します。

- 一 議案第一号 福生市組織条例の一部を改正する条例
- 二 議案第二号 福生市行政改革審議会条例の一部を改正する条例
- 三 議案第三号 福生市基本構想審議会条例の一部を改正する条例
- 四 議案第四号 福生市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例
- 五 議案第五号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 六 議案第六号 昭和六十三年年度福生市一般会計補正予算（第四号）
- 七 議案第七号 昭和六十三年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第四号）

- | | | |
|----|--------|---|
| 八 | 議案第八号 | 昭和六十三年年度福生市下水道事業会計補正予算（第三号） |
| 九 | 議案第九号 | 昭和六十三年年度福生市受託水道事業会計補正予算（第三号） |
| 十 | 議案第十号 | 損害賠償額の決定について |
| 十一 | 議案第十一号 | 福生市収入役の選任について |
| 十二 | 報告第一号 | 専決処分の承認を求めることについて（福生市税賦課徴収条例の一部を改正する条例） |

写

福総発第二千六百九十八号

昭和六十四年一月四日

福生市長 石 川 彌八郎 印

福生市議会議長

村 尾 栄 次 殿

市議會議事説明員の委任について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百一十一条の規定により、次の者を昭和六十四年中における市議會議事説明員に委任したので通知します。

職 名	氏 名
助 役	浅見 裕 康
収 入 役	高 水 求
企画財政部長	内 田 和 雄
総 務 部 長	